

令和 7 年度 十和田市教育委員会 第 4 回定例会議事録

(公開分)

- 1 日 時 令和 7 年 7 月 17 日 (木) 開会 午前 10 時 00 分
閉会 午前 10 時 11 分
- 2 場 所 十和田市役所 別館 3 階会議室
- 3 出席委員 丸井英子教育長、坂本稔委員、深瀬郁子委員、
小笠原拓司委員、中村豊委員
- 4 説明員 浦田教育部長、乗田教育総務課長、江渡指導課長、
坂下スポーツ・生涯学習課長、畑山図書館長
- 5 事務局 教育総務課 櫻田課長補佐 松橋係長
- 6 会議録署名委員 小笠原拓司委員、中村豊委員
- 7 記録者 教育総務課 松橋係長

．．．．．開 会．．．．．

○教育長 それでは会議を始めます。

○教育長 出席委員は定足数に達していますので、定例会は成立しました。

これより、令和 7 年度第 4 回定例会を開会します。

会議録署名委員は、小笠原委員と中村委員をお願いします。

定例会の会期は、本日 1 日とします。

○教育長 議事に入る前に、報告第 11 号「令和 7 年度教育費補正予算について」は令和 7 年第 2 回十和田市議会臨時会で審議する内容であるため、非公開とすることが適当であると思われます。

したがって、報告第 11 号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第

14条第7項ただし書きの規定により、非公開にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

○委員 「異議なし」

○教育長 ご異議ないものと認めます。よって、報告第11号は非公開とします。

○教育長 それでは、議案を審議します。

○報告第7号 寄附の受納について

○教育長 報告第7号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第7号 寄附の受納について

寄附の受納について、育英基金として、株式会社オキタ工業様から現金300,000円、子ども夢チャレンジ基金として、十和田八甲ロータリークラブ様から現金150,000円、図書購入費として、三興電子工業株式会社様から現金120,000円、及び市内小学校・中学校・高等学校へ各1冊として上十三歯科医師会様から図書2種類各25冊ずつの寄附採納願が出され、それぞれ令和7年6月25日、6月27日に2件、7月2日にこれを受納したことを、報告するものであります。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第7号は報告済みとします。

○報告第8号 十和田市立小学校及び中学校の教職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

○教育長 報告第8号の報告理由を、事務局からお願いします。

○教育部長 報告第8号 十和田市立小学校及び中学校の教職員の服務等に関する規程の一部を改正する規程の制定について

このほどの改正につきましては、国家公務員等の措置を踏まえた部分休業制度の

拡充等に伴う所要の改正を行うものであり、会議を招集する時間的余裕がないと認め、十和田市教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定により、教育長の臨時代理により規程を改正したので、同条第2項の規定により報告するためのものであります。

改正の内容につきましては、部分休業について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間・10日相当を超えない範囲内の形態を設けることとし、教職員はいずれかの形態を選択可能とすることとなったことから、関係様式を改正したものです。

以上であります。

○**教育長** ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○**教育長** 具体的な部分で教育総務課長からお願いします。

○**教育総務課長** 今まで小さい子どもとかがいて、部分休業といった少し遅く学校に出金するというのがあったのですが、今までは1日に2時間だけだったのですが、それに加えて、または年間10日間とることができます。いわゆる部分休業の幅が広がったということです。

○**教育長** ほかにございませんか。

○**委員** 「なし」

○**教育長** 以上で、報告第8号は報告済みとします。

○**教育長** 報告第9号と報告第10号は関連がありますので、一括の報告とします。

○報告第9号 十和田市立学校学校医の解嘱について

○報告第10号 十和田市立学校学校医の委嘱について

○**教育長** 報告第9号及び報告第10号の報告理由を、事務局からお願いします。

○**教育部長** 報告第9号 十和田市立学校学校医の解嘱について

このたびの解嘱は、法奥小学校の学校医、藤原 史郎 氏から辞退届の提出があり、会議を招集する時間的余裕がないと認め、教育長の臨時代理により令和7年6月30日をもって解嘱したものであります。

○教育部長 報告第 10 号 十和田市立学校学校医の解嘱について

このたびの委嘱は、解嘱に伴い欠員となる法奥小学校の学校医について、会議を招集する時間的余裕がないと認め、教育長の臨時代理により藤原 史門 氏を令和 7 年 7 月 1 日に委嘱したものであります。

以上であります。

○教育長 ただ今の説明に関しまして、ご質問、ご意見等ありませんか。

○委員 「なし」

○教育長 以上で、報告第 9 号及び報告第 10 号は報告済みとします。

○教育長 報告第 11 号は、非公開としますので、傍聴者の皆様にはご退席をお願いするところですが、いらっしゃいませんので継続いたします。

(傍聴者なし)

(中略)

．．．．．閉 会．．．．．